

○越生町立小・中学校通学区域に関する規則

平成10年 8月24日教委規則第1号

改正 平成18年 4月27日教育委員会規則第3号

平成30年 3月19日教育委員会規則第1号

越生町立小・中学校通学区域に関する規則（昭和52年規則第2号）の全部を改正する。

第1条 この規則は、越生町立小・中学校管理規則（昭和49年教委規則第10号）第16条の規定に基づき、越生町立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域を定めるものとする。

第2条 学校の通学区域は、別表1のとおりとする。

第3条 保護者は、前条に規定する通学区域の学校（以下「通学指定校」という。）以外の学校に就学させようとする場合、通学指定校変更申請書（様式第1号）に通学指定校変更許可基準（別表第2）に適合することを確認できる書類を添付して、越生町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書が提出されたときは、内容を精査し、申請事由が基準に適合している場合は、通学指定校を変更することができる。

3 教育委員会は、通学指定校の変更を承認又は却下するときは、保護者に通学指定校変更承認（却下）通知書（様式第2号）を交付すると同時に関係する校長にその旨通知するものとする。

第4条 小規模特認校の通学区域については、教育委員会が別に定める要綱による。

第5条 この規則に定めるもののほか、学校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成18年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月23日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、既に通学指定校を変更している者は、この規則により承認を受けている者とみなす。